○関西医科大学寄附講座規程

(趣旨)

第1条　この規程は、個人又は団体からの寄附金をもつて設置される、寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座」という。)について定める。

(目的)

第2条　寄附講座は、本学における教育・研究・診療の発展と充実を目的として、設置することができる。

(経費)

第3条　寄附講座にかかる経費の取り扱いは、別に定める。

(設置)

第4条　寄附講座を起案する講座等は、企画書を立案し、次の各号に定める書類を添えて学長へ申請する。学長は全学教授会の議を経て承認する。

(1)　寄附講座寄附金申込書

(2)　寄附講座の概要

(3)　寄附講座設置に関する覚書

(4)　その他設置に関する書類

2　寄附講座の設置及び運営にあたつては、本学の自主性を確保するものとする。

(名称)

第5条　寄附講座には、当該講座における教育・研究・診療の内容を表す名称を付すものとする。また、寄附者が明らかとなるような字句を付すことができ次のとおりとする。

「講座・部門名(○○○○寄附講座)」　(○○○○は寄附者名)

(期間)

第6条　寄附講座の設置期間は、原則として5年以内とする。ただし、第2条の目的達成のために、全学教授会の議を経て学長の承認を得ることにより1年毎の延長を可能とする。

(教員)

第7条　寄附講座教員は、教授に相当する者、准教授に相当する者、講師に相当する者、及び助教に相当する者とし、本学の専任教員以外の者をもつてこれに充てることができる。

2　寄附講座教員の任期は、当該講座の設置期間内とする。ただし、契約は1年毎に更新する。

3　寄附講座教員の給与は、原則として本学給与規程に準じて支給するものとする。ただし、それに要する必要経費は寄附講座にて賄うものとする。

4　前1、2項の規定に関わらず、教育、研究、診療等の遂行に支障のない範囲内で本学の専任教員が寄附講座教員を兼ねることができる。

5　寄附講座教員の選考は、公募、あるいは学長又は教授の推薦により、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

6　寄附講座教員の権限は、本学の定員外教員の権限を越えることはできない。

7　その他

教員以外の雇用に関する規程は、本条第1、2、3項を準用することができる。

(寄附金)

第8条　寄附講座の寄附金は、本学が寄附者より直接受入れるものとし、その設置期間分を一括して受入れることを原則とする。ただし、受入の見通しが確実であるときは、分割して受け入れることができる。

(報告)

第9条　寄附講座が終了したときは、当該講座の長が報告書を学長に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第10条　本規程の改廃は全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、平成14年9月19日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。